

平成22年3月5日  
令和4年3月23日一部改正

## 自動車税(環境性能割)に係る付加物の取扱いについて

自動車(軽自動車を含む。以下同じ)の付属物(オプションにより取り付けられる部品、装置等)を自動車とともに取得する場合は、自動車に含めて自動車税(環境性能割)又は軽自動車税(環境性能割)の課税対象となります。ただし、自動車に固定されない搭載用品と呼ばれるものは除かれます。これら課税対象となる付属物を付加物といいます。付加物の具体的判定は次のとおり取り扱ってください。

### 1 付加物の判定方法

- (1) 付加物とは、ハンダ、ボルト、ネジ、シール、吹き付け等により固定又は加工等がなされ、自動車と一緒に取り付けられ、容易に着脱できない付属物で、通常取付用品と呼ばれるものであること。
- (2) 容易に着脱できない付属物とは、取付け又は取外しに工具等を必要とするものをいい、通常取付等の工賃を要する場合は付加物に該当すること。(一部例外あり)
- (3) 登録又は納車の際に取り付けられていない付加物であっても、契約書、注文書等で取得することが明らかなものは課税対象に含めること。
- (4) 無料や著しく安価なもの(いわゆる「サービス品」)も課税対象に含めること。

### 2 付加物価額の算定方法

- (1) 付加物価額は、カタログ等に掲載された価格(取付費用込み)に0.9を乗じて算出した額であること。なお、消費税及び、地方消費税は控除すること。
- (2) サービス品は定価に換算し、0.9を乗じて算出すること。
- (3) 中古品又はオープン価格等定価が不明の場合は、通常小売価格に0.9を乗じて算出すること。
- (4) 複数のオプションをセットにして販売するいわゆるセット(キット)オプション等(カタログ等に掲載されたものに限る)は、セット価格に0.9を乗じて算出すること。なお、セットの中に非課税となるオプションが含まれる場合は、セット価格をそれぞれの定価によって按分して算出した課税対象となるオプション価格に0.9を乗じて算出すること。
- (5) オーディオレス等のいわゆるレスオプションについては、付加物価額から控除すること。なお、控除する付加物価額がない場合は付加物価額をマイナスとして計上すること。
- (6) 複数の付加物がある場合は、付加物の価格を合計した価格に0.9を乗じて算出すること

問い合わせ先  
〒849-0928 佐賀市若楠 2-7-5  
佐賀県税事務所 自動車税課  
電話 0952-30-1511